

○蒲郡市幸田町衛生組合長期継続契
約を締結することができる契約を
定める条例

(平成二十六年三月二十八日
条例 第一一八号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十七の規定に基づき、条例で定める長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 長期継続契約に関する必要な事項は、蒲郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年蒲郡市条例第二十五号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。